

第4次吉田町国土利用計画の策定について

(1)国土利用計画とは

- 国土利用計画は、国土利用計画法第2条に規定されている国土利用の基本理念「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図る」に則して、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものです。(国土利用計画法第2条)
- 国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める、国土利用に関する行政上の指針となる基本的かつ総合的な長期計画で、3段階により構成されています。(国土利用計画法第1条、第3条、第4条)
 - ・全国の区域について定める「全国計画」
 - ・都道府県の区域について定める「都道府県計画」
 - ・市町村の区域について定める「市町村計画」
- 全国計画、都道府県計画、市町村計画いずれも次に掲げる事項を計画事項として定めます。(国土利用計画法施行令第1条)
 - ① 国土の利用に関する基本構想
 - ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
 - ③ 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
 - ④ 市町村独自の内容(①～③の他に追加可能)

(2)国土利用計画の体系

- 国、都道府県、市町村それぞれの立場から、国土の利用に関する施策が行われているため、国土利用に関する計画をそれぞれの段階で立案する必要があります。
- 計画の策定は、各段階の計画が相互に矛盾を生じないように、それぞれの意見を十分に反映させつつ行います。
- 住民の意向を十分に反映させた市町村計画の策定結果を集成して都道府県計画を、都道府県計画の策定結果を集成して全国計画を、必要に応じて見直していくこととしています。それは、「地域住民に密着した、より具体的な地域的政策課題を積み上げ、相互に調整しながら次第にそれぞれの段階の計画内容を確立させていく」という他の計画の策定には見られない形で構成されています。

①全国計画

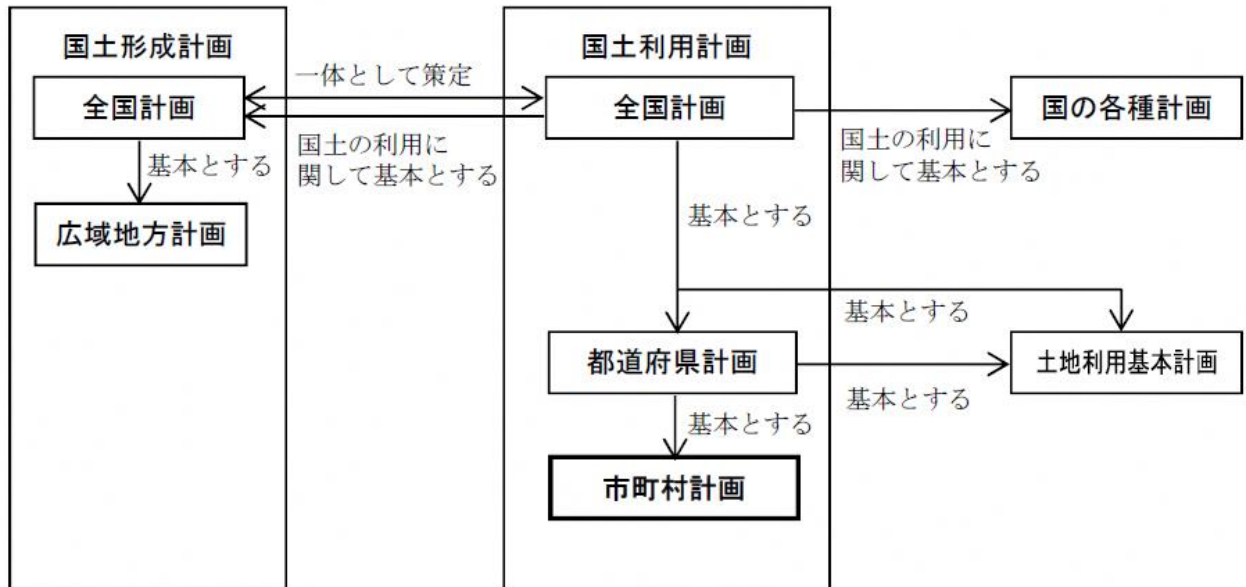
- ・国土利用計画審議会及び都道府県知事の意見を聴いた上で国が策定するものです。
- ・国土の利用に関して全国計画以外の国の計画の基本となり、かつ、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となります。

②都道府県計画

- ・全国計画を基本とし、かつ、国土利用計画地方審議会及び市町村長の意見を聴いて各都道府県が策定するものです。
- ・市町村計画及び土地利用基本計画の基本となります。

③市町村計画

- ・都道府県計画を基本とし、また、市町村基本構想に即し、住民の意見を反映しつつ、各市町村が策定するものです。



出典：これからの国土利用・管理に対応した国土利用計画（市町村計画）策定の手引き

図 国土利用計画の体系

(3)市町村計画の概要

- 国土利用計画（市町村計画）は、国土利用の基本理念に即して、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画であり、市町村における土地利用に関する行政の指針となるべきものです。
- 国土の利用に当たって国土の資源、環境に着目し、広く住民の意向を反映させ、総合的見地からの検討を行うものです。
- 具体的な役割として、次のとおり挙げられます。
 - ・都道府県計画、土地利用基本計画を通じて、具体的に適正な土地利用を図ります。
 - ・策定過程を通じた地域住民の意向の反映と市町村の国土利用についての理解を深めます。
 - ・土地利用基本計画や都市計画、農業振興地域整備計画等の個別法に基づく諸計画や、市町村長が都道府県知事へ意見を述べる場合の根拠となります。
 - ・開発行為に対する規制、誘導等に当たっての行政上の指針となります。（例えば、新たな住宅地開発・工業用地開発などの開発行為に対する規制、誘導等）
- 計画期間は、概ね策定時点から10年とします。

○市町村計画の策定に当たって、留意する事項は次のとおりです。

①都道府県計画及び市町村基本構想との関係

- ・都道府県計画が定められているときは、これを基本とします。
- ・市町村基本構想を策定している場合は、市町村計画は市町村行政の上位計画である市町村基本構想に即することが望まれます。

②住民意向の反映

- ・市町村計画の策定に当たっては住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。
- ・具体的には、パブリックコメント、アンケート、住民説明会等の方法が考えられます。

③基礎調査等の実施

- ・市町村計画の策定に当たっては、市町村の実情に応じて、土地利用現況調査、土地条件調査、社会経済条件調査等を実施します。
- ・具体的検討を必要とする市町村計画の性格にかんがみ、土地利用概略図^{*}を作成し、これらを基礎資料として、策定作業を行うことが望まれます。(なお、作成した土地利用概略図は、計画の一部として活用することは差し支えないが、直接的に具体の土地利用を規定するものではない点については十分留意する必要があります。)

※土地利用概略図とは以下の2種類で構成されます。

- 1) 土地利用現況図：基準年次における農地や宅地などの利用区分別の土地利用状況を図化したもの
- 2) 土地利用構想図：目標年次における構想を示すもので、区分や図の表現等は市町村の裁量による

④各種計画との関係

- ・市町村計画については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく計画等及び市町村の土地利用に関係する国、都道府県等の開発・保全・整備計画等との連携を図ることとします。

⑤関係行政機関との調整

- ・市町村計画が策定される前に、関係機関への情報提供や同機関との意見交換を行うことで、全国計画、都道府県計画及び市町村計画の一体性を高め、さらに、関係機関の諸施策との整合性、実現性を高めることが可能となります。
- ・この意見交換の実施の要否については、市町村の自主的判断に委ねられていますが、円滑な調整を行うため、実施することが望まれます。

⑥開発計画等との連携

- ・市町村計画は、開発事業の実施を図るためのものではありませんが、地域に密着した計画であることから、熟度の高い開発計画等を踏まえたものとし、土地利用の誘導を図る材料として活用することができます。

○市町村計画策定に当たって、基本的な流れは以下のような手順で行います。

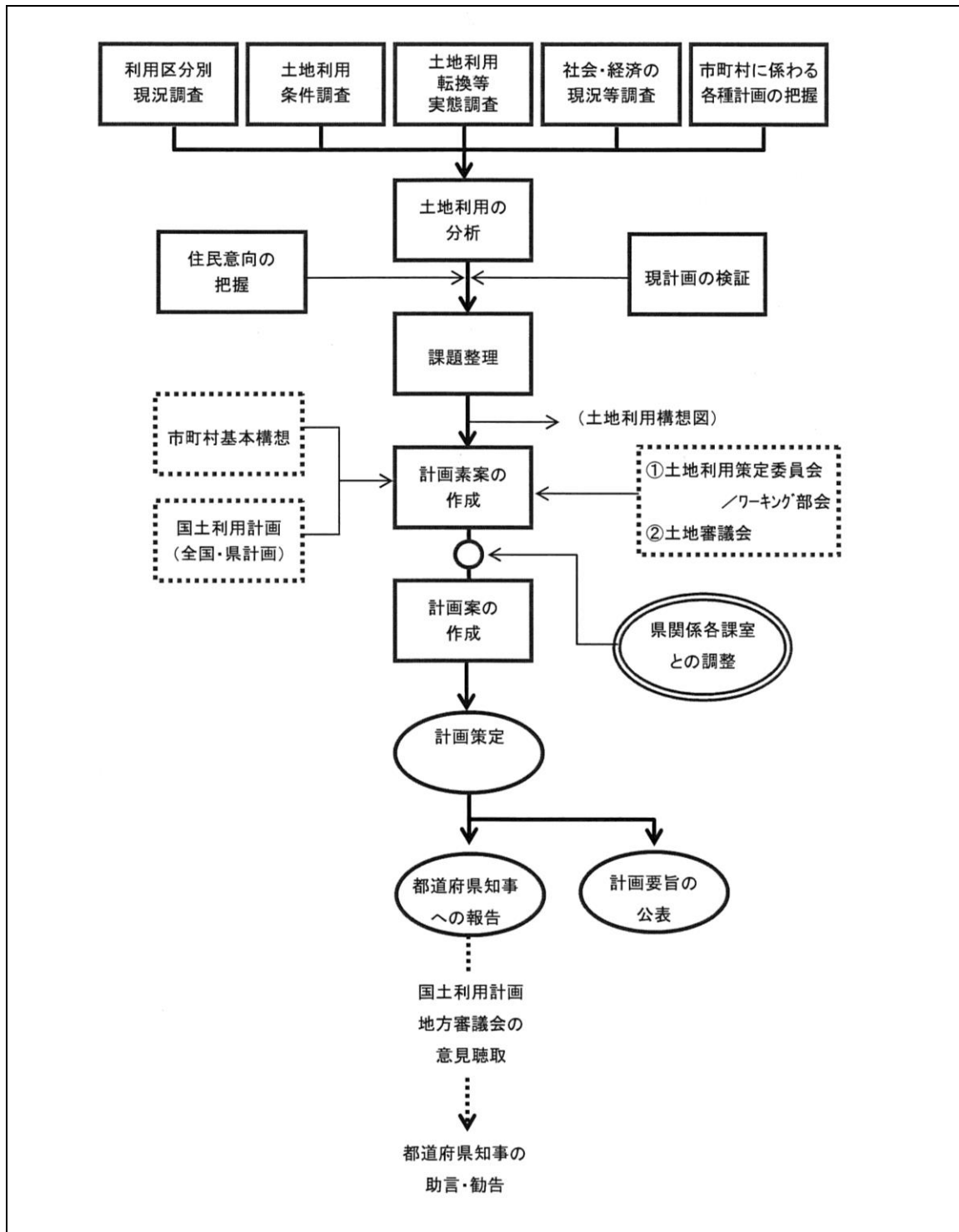


図 市町村計画の策定の手順

(4)第4次吉田町国土利用画の策定

①策定概要

- 吉田町の区域における町土の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的・計画的な利用を図るための指針とするものです。
- 本町では、第1次吉田町国土利用計画を平成4年に策定し、以降、平成19年に第2次計画、平成28年に第3次計画を策定しています。静岡県国土利用計画（第五次）を基本とし、第6次吉田町総合計画に即して、第4次吉田町国土利用計画を策定するものです。
- 計画への記載内容として、静岡県による「市町村国土利用計画策定参考図書（案）：H19」では、以下のような計画事項（例）が示されており、これに即して計画を策定します。

前文

(1) 国土の利用に関する基本構想

- ① 国土利用の基本方針
- ② 利用区分別の国土利用の基本方向
- ③ 地域類型別の国土利用の基本方向

(2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- ① 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- ② 地域別の概要

(3) (2) に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- ① 土地利用に関する法律等の適切な運用
- ② 地域整備施策の推進
- ③ 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保
- ④ 土地利用の転換の適正化
- ⑤ 土地利用の有効利用の促進
- ⑥ その他

②第4次吉田町国土利用計画の目標年次

- 第4次吉田町国土利用計画の策定に当たっては、令和4年を基準年次とし、第6次吉田町総合計画との整合を図り、令和13年を目標年次として進めます。

③住民意向の反映

- 第6次吉田町総合計画の策定に際し、令和4年9～10月に住民意向調査（3,000人を対象）を実施し、住民のまちづくりに関する意向の把握に努めています。
- 第4次吉田町国土利用計画は、総合計画との整合を図ることが求められる計画であり、計画期間が同じであることから、本計画策定においては、総合計画における土地利用に関する住民の意見を参考にし、計画に反映します。

④計画策定体制

○策定に当たっては、以下のような体制により検討を進めるものとします。

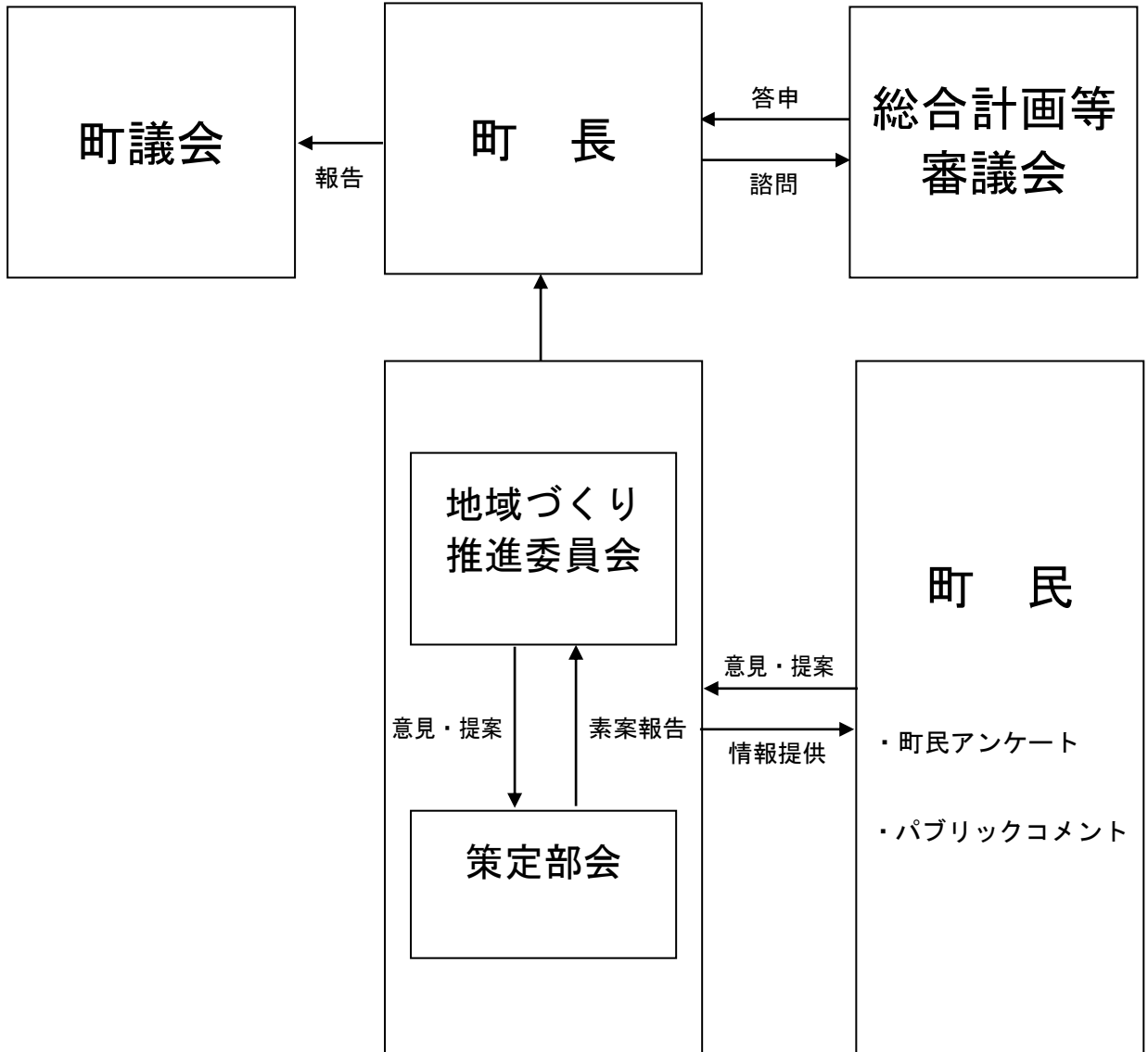


図 吉田町国土利用計画の計画策定体系

⑤本町の利用区分ごとの国土（町土）利用の推移

○本町のこの10年間の町土利用の推移は以下のとおりです。

表 吉田町の利用区分ごとの町土利用の推移

単位：ha

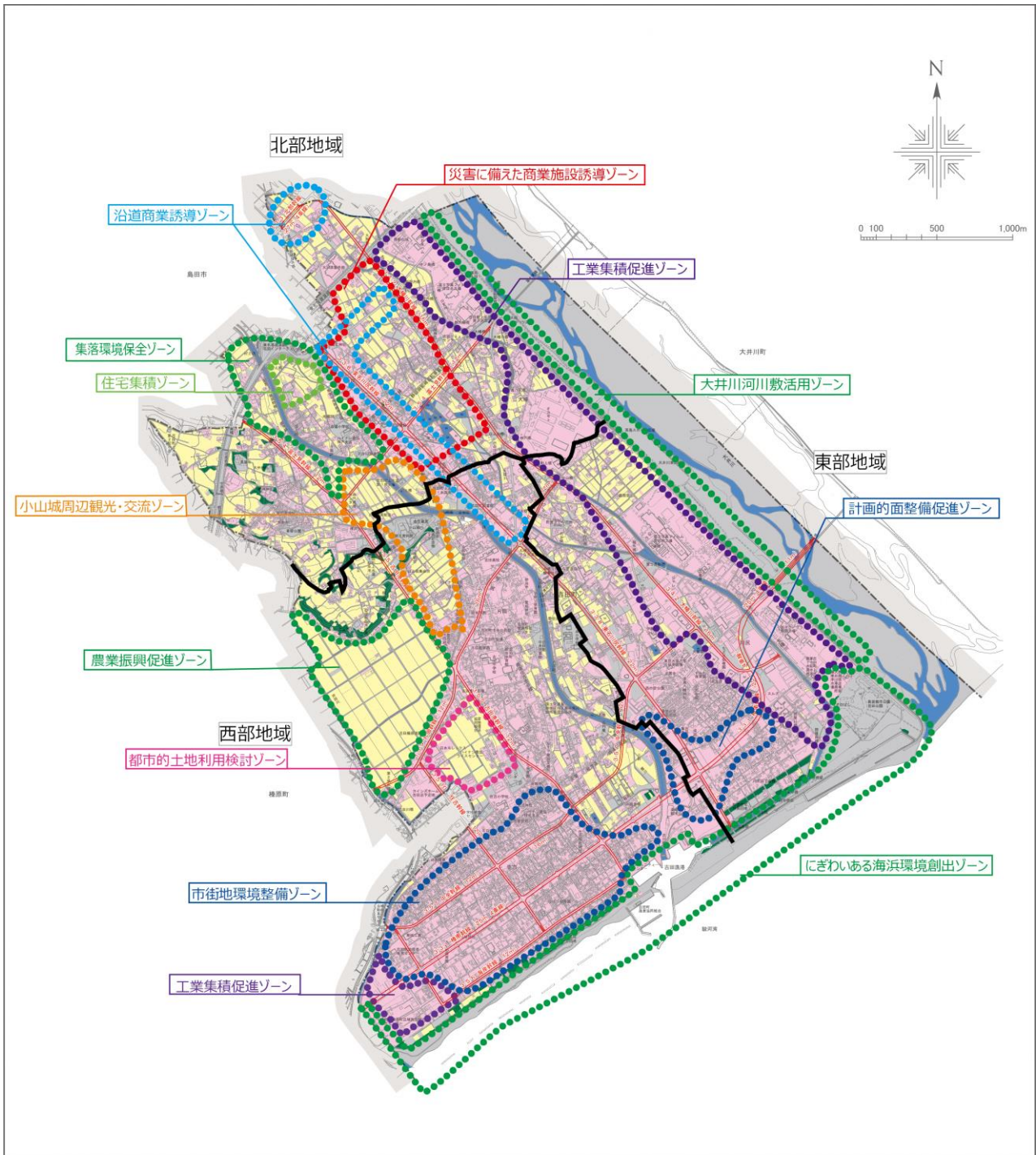
利用区分	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
農用地	422	420	413	404	354	353	345	341	336	
農地	422	420	413	404	354	353	345	341	336	
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	30	30	27	25	25	25	24	23	23	
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	367	367	367	367	366	366	366	366	365	
水面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347
水路	20	20	20	20	19	19	19	19	18	
道路	206	216	218	222	225	222	223	226	223	223
一般道	185	195	196	201	204	200	201	205	202	202
農道	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
宅地	714	717	721	723	729	733	735	740	744	
住宅地	322	323	325	327	328	331	333	334	336	339
工業用地	147	156	155	122	148	154	146	152		
その他の宅地	242	235	237	274	253	248	256	254		
その他	345	334	338	332	374	374	380	377		
合計	2,084	2,084	2,084	2,073	2,073	2,073	2,073	2,073	2,073	2,073
市街地 (人口集中地区)	175	175	175	175	175	175	175	175	185	185

※端数処理のため、各項目の合計値が合わない場合があります。

※国土地理院が毎年行っている「全国都道府県市区町村別面積調」の計測方法が、平成26年から、最新のデジタル地図（電子国土基本図）による計測方法の変更と、計測の基礎となる地図の切り替えにより、高精度な面積を算出することが可能になり、これに伴い、平成26年10月1日から本町の面積が2,084haから2,073haに変更されています。

※令和2年、令和3年にはデータ等が未公表のため、空欄となっている項目があります。今後、データ等が公表され次第、表を更新します。

(5)土地利用構想図(案)



- : 農用地
- : 森林
- : 水面・河川・水路
- : 宅地
- : その他
- : 都市計画道路
- : 町域

(6)第4次吉田町国土利用画の策定スケジュール

時期	委員会・審議会の開催	調整協議等
2023 (R5) 1月31日	地域づくり推進委員会（第1回）	計画素案の作成
2023 (R5) 3月24日	総合計画等審議会（第1回）	
2023 (R5) 5月	地域づくり推進委員会（第2回） 総合計画等審議会（第2回）	
2023 (R5) 6～9月		県との協議
2023 (R5) 10～11月	地域づくり推進委員会（第3回） 総合計画等審議会（第3回）	計画素案の修正
2023 (R5) 11～12月		パブリックコメントの実施
2023 (R5) 12～ 2024 (R6) 1月	地域づくり推進委員会（第4回） 総合計画等審議会（第4回） 地域づくり推進委員会（第5回） 総合計画等審議会（第5回）	計画の最終校正
2024 (R6) 2月末		第4次吉田町国土利用計画の公表